



令和3年分確定申告 事前相談のお知らせ

令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期間は、2月16日(水)～3月15日(火)となっておりますが、以下の内容で申告される方を対象に、事前の申告相談をお受けいたします。なお『**青色申告**』や『**申告分離課税**、**損失の繰越し**、**贈与税**、**住宅借入金等特別控除の初年度の方**』は、**役場では受け付けできません**のでご注意ください。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、変更または中止となる場合があります。その際は、情報メール一斉配信サービスと町公式ホームページでお知らせします。

▼申告に来られる皆さまへのお願い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、役場への来庁にあたり、マスクの着用、入口での検温およびアルコール消毒をお願いいたします。また、風邪の症状がある場合や体調に異変を感じている方は、来庁を控えていただき、37・5度以上の発熱が確認された場合は、お断りする場合があります。

- **受付時間** 午前9時～11時／午後1時～3時
- **受付場所** 役場1階多目的ホール
- **期日** 2月9日(水)・10日(木)・14日(月)・15日(火)
- **申告内容**

- ・所得税が源泉徴収されている給与所得の方や、年金所得の方で申告をされる方
- ・農業所得の『収支内訳書』を作成して毎年役場で申告されている方

● **休日申告** 2月20日(日)・27日(日)／午前9時～11時

収書などの記録および保存

- ・家事消費（自宅用や親族または知人への贈答用）した農産物の数量の記録
 - ・事業消費（育苗用や農地の借地料の対価として支払った米など）した農産物の数量の記録
 - ・年末に在庫（未販売および未消費）となった農産物、肥料、農薬、諸材料などの記録
 - ・経費の領収書や請求書などの保存および記録
- ▼その他、収支計算には、次のことも確認しておきましょう。
- ・昨年申告した「申告書の写し」と「収支内訳書の写し」
 - ・減価償却資産（農機具や倉庫）の「取得年月日・取得価額」、「耐用年数」および「償却率」

竜ヶ崎税務署からの重要なお知らせ

▼医療費控除を適用される方へ

医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要となりました。（領収書は5年間保存）

▼公的年金等を受給されている方へ

～確定申告不要制度のお知らせ～

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

所得税の確定申告が必要ない場合であっても、**住民税の申告が必要な場合があります。**

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

▼申告に必要なもの

- ① 申告書（税務署、町から送付を受けた方）またはお知らせがき
 - ② 給与所得や公的年金等の源泉徴収票
 - ③ 申告者名義の預貯金口座番号が分かるもの
 - ④ 国民健康保険税、介護保険料の支払額が分かる書類、国民年金保険料の支払証明書
 - ⑤ 障害者手帳・療育手帳など
 - ⑥ 生命保険料・地震保険料などの控除証明書
 - ⑦ 医療費控除の明細書、医療費通知または医療費の領収書（原本）、および保険金や高額療養費などで補てんされた額が分かる書類
 - ※ **医療費控除の明細書は事前に作成してください**
 - ⑧ 住宅借入金等特別控除申告書と借入金の年末残高証明書
 - ⑨ 収支内訳書（事業所得（営業等、農業）や不動産所得がある方）
 - ⑩ 本人確認書類【マイナンバーカード（個人番号カード）または通知カード】
- ※代理申請の場合は、代理人の身元確認（マイナンバーカードや運転免許証）、申告者の番号確認（マイナンバーカードまたは通知カード）※利根町以外に居住している方を、扶養親族として申告する場合は、その方の『住所・氏名・生年月日・個人番号』が必要です。

所得税が源泉徴収されている給与所得者や 年金所得者で申告をされる方へ

左記のような場合は確定申告の相談を受け付けします。

- ① 給与所得のみで、年末調整の内容に変更が生じて申告が必要な方

▼消費税の確定申告をされる方へ

消費税の確定申告書を作成するには、令和元年10月1日以降の取引について、売上げや仕入れなどを税率（軽減税率8％・標準税率10％）ごとに区分して記帳するなどの経理（区分経理）を行った帳簿に基づき、「課税取引金額計算表」の作成が必要となります。

※消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿や受け取った請求書などの書類を保存する必要があります。

▼確定申告のお知らせ

確定申告には、ご自宅からスマホ・パソコンでご利用いただけるe・Tax・スマホ申告が便利です。マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード対応のスマホまたはICカードリーダーライタを利用して、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」から、確定申告会場に向かなくても、e・Taxで申告書を提出できます。

また、印刷して郵送などで税務署に提出することもできます。マイナンバーカードをお持ちでない方は、お早めの取得をお願いします。

感染防止の観点からも、ぜひご自宅からe・Taxをご利用ください。

- ・確定申告などに関すること
- 国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。
- ・e・Tax・作成コーナーの操作などに関すること



e・Tax・作成コーナーヘルプデスク
☎0570・01・5901／月曜～金曜
（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます）

② 給与所得のみで、収入金額が103万円以下で還付を受ける方

③ 給与を2カ所以上から受けている方

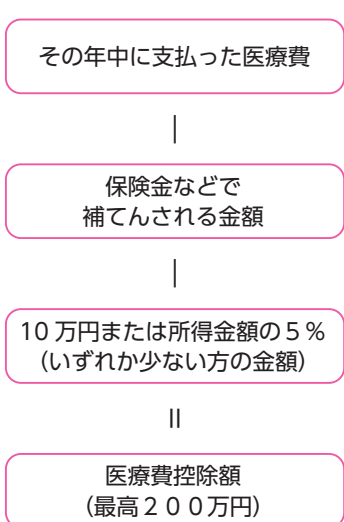
④ 年金所得のみの方や、給与所得と年金所得の双方ともある方で、所得控除（社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、地震保険料、寡婦、ひとり親、障害者、配偶者、扶養、雑損、医療費、寄附金などの控除）の申告をされる場合

⑤ 年金を2カ所以上から受けている方

▼医療費控除について

本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために、令和3年1月1日から令和3年12月31日までに実際に支払った医療費があるときは、申告することにより所得税が還付される場合があります。

▶医療費控除額の計算方法



農業所得の『収支内訳書』を作成し、申告 される方へ

▼「申告に必要なもの」の他に、伝票（出荷伝票）や領収書または農産物の数量などを集計した「収支内訳書の下書き書」をお持ちください。収支内訳書を作成するための収支計算には、次のことが必要です。

- ・販売した農産物などの出荷伝票、請求書、領

▼所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場

● **会場** 竜ヶ崎税務署 別館1階会議室

● **期間** 1月11日(火)～3月15日(火)（土・日曜日、祝日を除く）

ただし、2月20日・27日の日曜日は開場します。※還付申告は2月15日(火)以前から、贈与税については2月1日(火)以降、申告相談を受け付けています。

●時間

・相談受付 午前8時30分～午後4時（時間前に相談受付を終了する場合があります）

・相談開始 午前9時～

※確定申告会場の入場には、**当日配付**または**国税庁LINE公式アカウント**から**事前に取得した入場整理券**が必要です。



国税庁 LINE
公式アカウント

▼確定申告会場は、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じた上で開設します。

- ・確定申告会場に来場される際は、マスクを着用のうえ少人数でお願いいたします。会場入口などでの手指消毒をお願いいたします。
- ・入場の際に検温を実施しています。咳・発熱などの症状のある方は入場をお断りさせていただきます。
- ・スマホをお持ちの方は、確定申告会場において、基本的にスマホを利用して申告書を作成していただきます。

▼問い合わせ先

- ・竜ヶ崎税務署（龍ヶ崎市川原代町1182・5）
☎0297・66・1303（自動音声案内）
- ・税務課 町民税係
☎68・2211（内線203・204・205）